

## 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領

- 昭和 51 年 10 月 1 日付け 51 食流第 5508 号  
農林事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 51 年 12 月 6 日付け 51 食流第 6769 号  
農林事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 52 年 4 月 22 日付け 52 食流第 2094 号  
農林事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 52 年 8 月 2 日付け 52 食流第 4335 号  
農林事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 53 年 4 月 7 日付け 53 食流第 1638 号  
農林事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 53 年 5 月 20 日付け 53 食流第 2515 号  
農林事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 53 年 7 月 5 日付け 53 文第 261 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 54 年 4 月 10 日付け 54 食流第 1734 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 55 年 4 月 5 日付け 55 食流第 1851 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 56 年 4 月 20 日付け 56 食流第 2287 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 57 年 4 月 16 日付け 57 食流第 1571 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 58 年 4 月 19 日付け 58 食流第 1393 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 59 年 5 月 2 日付け 59 食流第 1523 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 60 年 6 月 21 日付け 60 食流第 3018 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 61 年 5 月 13 日付け 61 食流第 1699 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 62 年 5 月 28 日付け 62 食流第 2220 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 63 年 4 月 18 日付け 63 食流第 1641 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 昭和 63 年 7 月 25 日付け 63 食流第 3576 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成元年 6 月 1 日付け元食流第 2378 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成 2 年 6 月 25 日付け 2 食流第 2424 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成 3 年 4 月 26 日付け 3 食流第 1944 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成 4 年 4 月 13 日付け 4 食流第 1370 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成 5 年 5 月 10 日付け 5 食流第 1138 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成 6 年 6 月 23 日付け 6 食流第 2349 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成 6 年 7 月 8 日付け 6 食流第 2351 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成 7 年 4 月 1 日付け 7 食流第 1053 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成 7 年 4 月 28 日付け 7 食流第 1529 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成 8 年 5 月 10 日付け 8 食流第 1048 号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成 8 年 5 月 29 日付け 8 食流第 1226 号  
農林水産事務次官依命通知

- 一部改正 平成9年4月1日付け9食流第663号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成9年6月4日付け9食流第1794号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成10年4月8日付け10食流第632号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成10年6月12日付け10食流第1730号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成11年4月1日付け11食流第681号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成11年4月15日付け11食流第1033号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成12年4月1日付け12食流第669号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成12年12月28日付け12食流第3885号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成14年4月1日付け13生産第9958号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成14年8月2日付け14生産第3627号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成15年4月1日付け14生産第10374号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成15年9月29日付け15生産第4157号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成17年4月1日付け16生産第7398号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成18年3月30日付け17生産第7316号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成19年3月30日付け18生産第9283号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成20年4月1日付け19生産第8792号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成20年11月28日付け20生産第4995号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成23年3月31日付け22生産第10943号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成25年5月16日付け24生産第3202号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成30年3月29日付け29生産第2295号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 平成31年4月1日付け30生産第2388号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 令和2年4月6日付け元生産第1730号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 令和2年11月12日付け2生産第1312号  
農林水産事務次官依命通知
- 一部改正 令和3年3月31日付け2生産第2575号  
農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

近年の野菜消費の多様化、野菜生産者の高齢化等の進展に伴い、野菜の需給及び価格の安定を図ることが重要な課題となっていることにかんがみ、野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜並びに都市圏の野菜産地、野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地から出荷される指定野菜について、一体的に特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施することにより、安定的な供給を図り、もって、野菜農業の発展と国民消費生活の安定に資するものとする。

## 第2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の内容

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が、野菜価格安定法人（野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。）が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業（以下「価格差補給交付金等交付事業」という。）につき補助金を交付するために必要な資金を造成し、これを財源として野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき当該価格差補給交付金等交付事業につき補助金を交付する事業とし、指定野菜に準ずる野菜の需給及び価格の安定を図るための特定野菜供給産地育成価格差補給事業（以下「特定野菜事業」という。）、野菜指定産地の補完的機能を有する都市近郊産地の整備及び野菜指定産地への計画的な育成を推進するとともに、中山間地域の中規模の野菜産地を育成することにより指定野菜の需給及び価格の安定を図るための指定野菜供給産地育成価格差補給事業（以下「指定野菜事業」という。）並びに特定野菜事業及び指定野菜事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる事務を行う事業からなるものとする。

## 第3 野菜価格安定法人の価格差補給交付金等交付事業

### 1 事業実施主体

- (1) この事業は、野菜価格安定法人が都道府県の指導の下に実施するものとする。
- (2) 野菜価格安定法人の会員又は出えん者たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。
  - ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、野菜価格安定法人の区域の全部又は一部をその地区とするもの
  - イ 森林組合又は森林組合連合会であって、野菜価格安定法人の区域の全部又は一部をその区域とするもの
  - ウ 3の(4)の相当規模生産者
  - エ 都道府県
  - オ 市町村
  - カ その他野菜価格安定法人の目的に賛同する者

### 2 価格差補給交付金等交付事業の内容

この事業は、3の(3)の共同出荷組織又は3の(4)の相当規模生産者が、野菜価格安定法人とあらかじめ締結する価格差補給交付金等の交付に関する契約に基づき、(2)の対象産地で生産される(1)の特定野菜等（以下「対象特定野菜等」という。）を(3)の対象市場群へ出荷した場合であって、当該対象特定野菜等の価格が著しく低落した場合に、その生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、当該共同出荷組織に特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金（以下「価格差補給交付金」という。）を、当該相当規模生産者に特定野菜等供給産地育成価格差補給金（以下「価格差補給金」という。）を交付する事業とする。

#### (1) 特定野菜等

この事業の対象とする野菜（以下「特定野菜等」という。）は、次に掲げる野菜のう

ち都道府県知事（以下「知事」という。）がこの事業の対象として選定した野菜とする。

ア 特定野菜事業にあつては、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和 41 年農林省令第 36 号）第 8 条に規定する特定野菜（以下「特定野菜」という。）

イ 指定野菜事業にあつては、野菜生産出荷安定法施行令（昭和 41 年政令第 224 号。以下「令」という。）第 1 条に規定する野菜（以下「指定野菜」という。）のうちたまねぎ及びばれいしょを除いた野菜（(2)のイの複合地区、ウの地区及びエの地区に係るものにあつては、指定野菜）

(2) 対象産地

この事業の対象とする産地（以下「対象産地」という。）は、申請に基づき、特定野菜事業にあつては次のアの地区から、指定野菜事業にあつては次のイ、ウ又はエの地区から知事が地方農政局長（北海道にあつては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議して選定するものとする。

ア 次に掲げる要件の全てを備える地区

(ア) その区域内の当該特定野菜の作付面積がおおむね 5 ヘクタール（生しいたけにあつては、その生産規模がおおむねほだ木 5 万本相当）以上に達していること。ただし、こまつな、しゅんぎく、ちんげんさい、みずな、みつばその他知事が農林水産省生産局長と協議して定める野菜については、地域の実情、栽培形態等に応じ、おおむね 3 ヘクタールを下限として、対象産地とすることができるものとする。

(イ) その区域内で生産される当該特定野菜のうち 3 の(3)の共同出荷組織又は 3 の(4)の相当規模生産者により出荷が行われるものの数量の合計の当該特定野菜の出荷数量に対する割合が、おおむね 3 分の 2（その地区が既に他の特定野菜等に係る対象産地として選定されているか、又はその地区を同時に他の特定野菜に係る対象産地としても選定しようとするものである場合（以下「複合地区の場合」という。）にあつては、おおむね 2 分の 1。その区域内において、3 の(4)の相当規模生産者、又は 3 の(4)のアの要件を満たす生産者を含む 3 の(3)の共同出荷組織が主体となって生産局長が別に定めるところに従い計画を樹立した地区の場合にあつては、3 分の 1。）を超えているか、又は超える見込みが確実であること。

イ 次に掲げる要件の全てを備える地区

(ア) その区域内の当該指定野菜の作付面積が、果菜類を除く野菜についてはおおむね 10 ヘクタール（複合地区の場合にあつてはおおむね 7 ヘクタール）、果菜類についてはおおむね 5 ヘクタール（複合地区の場合にあつてはおおむね 3 ヘクタール）以上に達しており、かつ、今後とも重要な野菜産地として存続することが確実であると見込まれること。

(イ) 指定野菜のうち 3 の(3)の共同出荷組織又は 3 の(4)の相当規模生産者により出荷が行われるものの数量の合計の当該指定野菜の出荷数量に対する割合が、おおむね 2 分の 1（その区域内において、3 の(4)の相当規模生産者、又は 3 の(4)のイの要件を満たす生産者を含む 3 の(3)の共同出荷組織が主体となって生産局長が別に定めるところに従い計画を樹立した地区の場合にあつては、3 分の 1）を超えていること。

(ウ) 当該指定野菜がキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいである場合には、野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（昭和 63 年 7 月 25 日付け 63 食流第 3576 号農林水産事務次官依命通知。以下「需給均衡要領」という。）第 2 の 1 の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業の対象産地となること。

ウ 生産局長が別に定めるところに従い計画を樹立した地区

エ 次に掲げる要件の全てを備える地区

ア) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定による特定農山村地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。））、第 42 条又は第 44 条 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）含む。）のいずれかに該当し、かつ、林野率がおおむね 2 分の 1 以上である市町村の区域であること。

イ) その区域内の当該指定野菜の作付面積が、おおむね 5 ヘクタール（果菜類にあっては、おおむね 3 ヘクタール）以上に達していること。

ウ) 区域内指定野菜のうち共同出荷組織又は相当規模生産者により出荷が行われるものの数量の合計の当該区域内指定野菜の出荷数量に対する割合が、おおむね 2 分の 1 を超えていること。

### (3) 対象市場群

この事業の対象とする市場等（以下「対象市場群」という。）は、次に掲げる市場等（指定野菜事業に係る当該市場等はア及びイに掲げるものに限る。）であって、生産局長が別に定める区域に所在するものとする。

ア 法第 10 条第 1 項の生産者補給交付金又は生産者補給金の交付に係る市場等であって、知事が定めるもの

イ 野菜の取扱量が大きく、この事業の対象とすることが適当と認められる中央卸売市場及び地方卸売市場（アに掲げるものを除く。）であって、農林水産大臣と協議して知事が別に定めるもの

ウ ア及びイに掲げるほか、対象産地の属する都道府県の区域内に存する野菜の取扱量が大きくこの事業の対象とすることが適当と認められる地方公共団体の助成に係る流通施設であって、農林水産大臣と協議して知事が別に定めるもの

## 3 価格差補給交付金等交付事業の実施

### (1) 業務方法書の制定

ア 野菜価格安定法人は、保証基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）、最低基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）、負担金、価格差補給交付金又は価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）の交付、資金の管理その他価格差補給交付金等交付事業の実施に必要な事項について業務方法書を定め、知事の承認を受けるものとする。

イ 知事は、業務方法書の承認を行おうとするときは、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。

ウ 野菜価格安定法人は、業務方法書を制定したときは、その写しを機構に提出するものとする。

エ アからウまでの規定は、業務方法書の変更について準用する。

(2) 契約の締結

価格差補給交付金等交付に関する契約を締結する方法及びその内容は、次によるものとする。

ア (3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者は、価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結しようとするときは、あらかじめ、生産局長が別に定める様式により当該特定野菜等の供給計画（以下単に「供給計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。この場合、共同出荷組織にあっては、当該対象産地の生産者等と共同して当該供給計画を作成するものとする。

イ 知事は、供給計画が当該特定野菜等の需給及び価格の状況等を勘案して適当と認めるときは、地方農政局長と協議して承認するものとする。

ウ 地方農政局長は、イの協議があったときは、広域的見地から当該特定野菜等の需給及び価格の状況等を勘案し、所要の調整を行うものとする。

エ 供給計画は、次の事項について定めるものとする。

(ア) 月別生産計画に関する事項

(イ) 対象市場群別及び月別の出荷計画に関する事項

(ウ) 対象出荷期間別及び対象市場群別の交付予約計画数量に関する事項並びにキの特例 45、特例 50、特例 55、特例 60、特例 65 又は特例 70 を行う場合にあってはこれに関する事項

(エ) 共同販売の推進に関する事項（(4)の相当規模生産者を除く。）

(オ) その他生産及び出荷の合理化、計画化その他近代化に関する事項

(カ) キの特例 45、特例 50 又は特例 55（2の(2)のイの(ウ)に定める野菜を対象とする場合を除く。）を行う場合にあっては、生産局長が別に定める計画

オ 知事は、イの承認をしたときは、当該共同出荷組織又は当該相当規模生産者及び野菜価格安定法人にその旨を通知するものとする。

カ アからオまでの規定は、供給計画の重要な変更について準用する。

キ 野菜価格安定法人は、オの通知があったときは、(7)のアの業務対象年間の最初の対象出荷期間の開始前（これによることのできない場合は、生産局長が別に定めるところによるものとする。以下ク、ケ及び(5)のアにおいて準用する。）で知事が別に定める期日までに、イの承認を受けた供給計画に即して、当該対象特定野菜等について、書面により交付予約数量、負担金等に関する定めを含む契約を(3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者と締結するものとする。この場合において、野菜価格安定法人は、次の(ア)及び(イ)の契約の締結を行うことができるものとする。

(ア) 特定野菜事業において、(7)のイの最低基準額の 11 分の 9 に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例 45」という。）、(7)のイの最低基準額の 11 分の 10 に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例 50」という。）又は(7)のイの最低基準額の 11 分の 12 に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例 60」という。）

(イ) 指定野菜事業において、(7)のイの最低基準額の 6 分の 5 に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例 50」という。）、(7)のイの最低基準額の 12 分の 11 に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例 55」という。）、(7)のイの最低基準額の 12 分の 13 に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例 65」という。）又は

(7)のイの最低基準額の6分の7に相当する額を最低基準額とみなして(7)のウの価格差補給交付金等の交付を行う旨の契約（以下「特例70」という。）

ク 野菜価格安定法人は、特定相当規模生産者（構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する(4)の相当規模生産者をいう。以下同じ。）の構成員、(4)の相当規模生産者又は(3)の対象特定野菜等の生産者が農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に基づき、農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合は、(7)のアの業務対象年間の最初の対象出荷期間の開始前及び業務対象年間の開始後で対象出荷期間の開始前の知事が別に定める期日までに、(3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者とキの契約の交付予約数量の減少による変更又は解約を行うことができるものとする。

ただし、契約の解約は、対象出荷期間の開始前の知事が別に定める期日から当該対象出荷期間に係る(7)のウの(イ)の価格差補給交付金等の交付申請又は請求を行う時（当該交付申請及び当該請求を行うことがない場合は、当該対象出荷期間に係る(7)のウの(イ)の旬別平均販売価額又は価格差補給交付金等の通知時）までは、行うことができないものとする。

ケ 野菜価格安定法人は、(7)のアの業務対象年間の開始後に交付予約数量の増加又は力において準用するオの規定による通知によりキの契約の変更を必要とする場合には、対象出荷期間の開始前で知事が別に定める期日までに(3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者と契約を変更し、又は新たに(3)の共同出荷組織又は(4)の相当規模生産者と契約を締結することができるものとする。

### (3) 共同出荷組織

野菜価格安定法人と契約を締結する出荷団体（以下「共同出荷組織」という。）は、対象特定野菜等の生産者から当該対象特定野菜等の出荷の委託（生産者から出荷の委託を受けた者及びその者から順次委託を受けた者からの委託を含む。以下同じ。）を受けて、当該対象特定野菜等を対象市場群に出荷する次に掲げる団体（指定野菜事業に係る共同出荷組織はアからウ及びキに掲げる団体に限る。）とする。

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となっている団体（対象特定野菜等を出荷する事業を主な目的とするものであって、次に掲げる要件を備え、かつ、これに関する規約を有するもののうち、知事が地方農政局長と協議して選定した団体に限る。）

(ア) 価格差補給交付金の交付及び負担金の分担の方法が衡平を欠くものでないこと。

(イ) 代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

(ウ) 代表権の範囲を不当に包括的なものとしていないこと。

(エ) 当該団体の意志決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

エ 森林組合

オ 森林組合連合会

カ 森林組合又は森林組合連合会が主たる構成員となっている団体（この事業の対象特定野菜等を出荷する事業を主な目的とするものであって、ウの(ア)から(エ)までに掲げる要件を備え、かつ、これに関する規約を有するもののうち、知事が地方農政局長と協議して選定した団体に限る。）

キ アからカまでに掲げるもののほか、対象特定野菜等の生産者が直接又は間接の構成員となっている団体（この事業の対象特定野菜等を出荷する事業を主な目的とするものであって、ウの(ア)から(エ)に掲げる要件を備え、かつ、これに関する規約を有するもののうち、知事が地方農政局長と協議して選定した団体に限る。）

(4) 相当規模生産者

野菜価格安定法人と契約を締結する生産者（法人格のない団体である場合は、2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っているものであって、その旨を規約で定めているものに限る。以下「相当規模生産者」という。）は、対象特定野菜等の作付面積が次に掲げる規模に達している生産者であること。

なお、2の(2)のイのウに定める野菜が対象特定野菜等である場合のイにあっては、需給均衡要領第2の1の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業の対象者であること。

ア 特定野菜

当該対象特定野菜等の作付面積がおおむね1.5ヘクタール（生しいたけにあってはその生産規模がおおむねほだ木2.5万本相当）以上

イ 指定野菜

当該対象特定野菜等の作付面積がおおむね2ヘクタール以上

(5) 負担金及び交付準備金の造成

ア 野菜価格安定法人は、共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）と契約を締結し、又は変更したときは、業務方法書の定めるところにより、当該対象出荷期間の開始前に当該共同出荷組織等に負担金を拠出させるものとする。

イ 野菜価格安定法人は、アの負担金及び都道府県その他の共同出荷組織等以外の者から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を、業務方法書で定める業務区分（対象特定野菜等、対象市場群及び対象出荷期間ごとに定められたものをいう。以下同じ。）ごとに価格差補給交付金等交付事業を行うための準備金（以下「交付準備金」という。）として積み立てるものとする。

ウ 野菜価格安定法人がイの業務区分ごとに積み立てる交付準備金の額（以下「交付準備金額」という。）は、当該業務区分について価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結している共同出荷組織等ごとの当該業務区分についての共同出荷組織等別必要造成額の合計額以上の額とする。

エ ウの当該業務区分についての共同出荷組織等別必要造成額は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 特定野菜事業にあっては、(7)のイの資金造成単価（特例45に係る資金造成単価にあってはこの額の5分の7に相当する額、特例50に係る資金造成単価にあってはこの額の5分の6に相当する額、特例60に係る資金造成単価にあってはこの額の5分の4に相当する額）に交付予約数量を乗じて得た額（以下「特定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額」という。）の3分の2（特定野菜のうち生産局長が別に定める野菜については、生産局長が別に定める割合）に相当する額

(イ) 指定野菜事業にあっては、(7)のイの資金造成単価（特例50に係る資金造成単価にあってはこの額の3分の4に相当する額、特例55に係る資金造成単価にあってはこの額の6分の7に相当する額、特例65に係る資金造成単価にあってはこの額の6分の5に相当する額、特例70に係る資金造成単価にあってはこの額の3分の2に相当する額）に交付予約数量を乗じて得た額（以下「指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額」という。）の2分の1に相当する額

オ エにかかわらず、当該業務区分が指定野菜事業に係るものであって当該業務区分において昭和60年度以前から継続して価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結している共同出荷組織の当該業務区分についての共同出荷組織等別必要造成額は、次の額とする。

(ア) 指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額が直前の業務対象年間の指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額から当該直前の業務対象年間に当該共同出荷組織に対して交付された価格差補給交付金の額（以下「交付済額」という。）を差



し引いて得た額（以下「指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別準備金総額」という。）を上回る場合にあっては、次の額の合計額

① 指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額から指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別準備金総額を差し引いて得た額に2分の1を乗じて得た額

② 直前の業務対象年間の共同出荷組織等別必要造成額からその額に交付済額を当該直前の業務対象年間の指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額で除して得た割合を乗じて得た額を差し引いて得た額（以下「指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別必要造成額」という。）

- (4) 指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額が指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別準備金総額を下回る場合にあっては、指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額に指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別必要造成額を指定野菜事業関係前期残存共同出荷組織等別準備金総額で除して得た割合を乗じて得た額
- (6) 負担金の返戻

野菜価格安定法人は、共同出荷組織等と交付予約数量の減少又は契約の解約を行ったときは、当該共同出荷組織等に対し、業務方法書に定めるところにより、当該業務区分で積み立てられている負担金を返戻するものとする。

(7) 野菜価格安定法人の業務の準則

ア 業務対象年間

野菜価格安定法人は、価格差補給交付金等交付事業の対象となる期間として3年間以上の業務対象年間を定めるものとする。ただし、野菜価格安定法人は、価格差補給交付金等の交付をしたことにより、交付準備金が著しく減少し業務を行うことが困難と認められる場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、共同出荷組織等の(2)のキの(ア)及び(イ)の契約の締結の機会を与える必要がある場合、農業保険法に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象年間を短縮することができるものとする。

イ 資金造成単価、保証基準額及び最低基準額

共同出荷組織等別必要造成額の基準となる資金造成単価及び対象特定野菜等の対象市場群において価格差補給交付金等を交付する基準となる保証基準額並びに最低基準額は、生産局長が別に定めるところによるものとする。

ウ 価格差補給交付金等の交付

(ア) 野菜価格安定法人は、対象特定野菜等の旬別平均販売価額（共同出荷組織が生産者の出荷の委託を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の旬別（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては、月別。以下同じ。）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）に相当する額。ただし、対象出荷期間の旬別の日数が7日未満の旬については、その旬の販売価額を当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に加えるものとする。以下同じ。）が保証基準額を下回ったときに共同出荷組織に対し価格差補給交付金を、相当規模生産者に対し価格差補給金を交付するものとする。

(イ) 野菜価格安定法人は、(ア)の対象特定野菜等の旬別平均販売価額又は(エ)の価格差補給交付金等の額を共同出荷組織等に通知するものとし、共同出荷組織等は、当該旬が(ア)に規定するときに該当し、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた後に、野菜価格安定法人に対し、価格差補給交付金等の交付申請又は請求を行うものとする。

(ウ) (ア)の価格差補給交付金等の単価は、業務区分ごとに次に掲げるとおりとする。

① 特定野菜事業においては、保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が最低基準額（特例45にあっては最低基準額の11分の9に相当する額、特例

50 にあっては最低基準額の 11 分の 10 に相当する額、特例 60 にあっては最低基準額の 11 分の 12 に相当する額) を下回ったときは、当該最低基準額) を差し引いて得た額に 10 分の 8 を乗じて得た額

② 指定野菜事業においては、保証基準額から旬別平均販売価額 (旬別平均販売価額が最低基準額 (特例 50 にあっては最低基準額の 6 分の 5 に相当する額、特例 55 にあっては最低基準額の 12 分の 11 に相当する額、特例 65 にあっては最低基準額の 12 分の 13 に相当する額、特例 70 にあっては最低基準額の 6 分の 7 に相当する額) を下回ったときは、当該最低基準額) を差し引いて得た額に 10 分の 8 を乗じて得た額

(エ) 共同出荷組織等に対して交付する価格差補給交付金等の額 (以下「交付金額」という。) は、業務区分ごとに、旬別の(ウ)の単価に、当該共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は当該相当規模生産者が直接に、当該単価に対応する出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量から生産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を差し引いて得た数量 (その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量) を乗じて得た額の合計額とする。

#### (8) 価格差補給交付金等の削減

ア 野菜価格安定法人は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに価格差補給交付金等の額が特定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額及び指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額 (以下「共同出荷組織等別準備金総額」という。) (既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額) を超えるときは、価格差補給交付金等の金額からその超える金額を削減するものとする。

イ 野菜価格安定法人は、共同出荷組織等と (2) のキの(ア)又は(イ)に係る特例 45、特例 50 又は特例 55 (2 の (2) のイの(ウ)に定める野菜を対象特定野菜等とする場合を除く。) の契約の締結を行っている場合であって、当該対象出荷期間中において、当該共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は当該相当規模生産者が直接に、対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量が、業務区分ごとに、(2) のイの規定により知事の承認を受けた供給計画の出荷数量との差の数量の当該供給計画に対する割合が 5 分の 1 以上である場合には、(7) のウの(ウ)の価格差補給交付金等の単価については、次の(ア)又は(イ)の額を上回ることができない。

(ア) 特定野菜事業において、特例 45 の締結を行っている場合にあっては(5) のエの(ア)の資金造成単価の 7 分の 5、特例 50 の締結を行っている場合にあっては(5) のエの(ア)の資金造成単価の 6 分の 5

(イ) 指定野菜事業において、特例 50 の締結を行っている場合にあっては、(5) のエの(イ)の資金造成単価の 4 分の 3 (2 の (2) のイの(ウ)に定める野菜を特定野菜等とする場合にあってはこの単価の 8 分の 7)、特例 55 の締結を行っている場合 (2 の (2) のイの(ウ)に定める野菜を対象特定野菜等とする場合を除く。) にあっては(5) のエの(イ)の資金造成単価の 7 分の 6

#### (9) 資金の管理

野菜価格安定法人は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを区分して行うものとする。また、野菜価格安定法人は、この事業に係る交付準備金を業務区分ごとに区分して経理するものとする。

## 1 実施計画の認定

- (1) 第3の価格差補給交付金等交付事業を実施しようとする野菜価格安定法人は、機構が別に定めるところにより、対象特定野菜等の業務区分ごとに特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、当該対象特定野菜等に関する第3の3の(2)のキ、ク又はケによる契約を締結又は解約していることを証する書面を添えて、機構に提出するものとする。
- (2) 機構は、実施計画の内容がこの実施要領に定めるところに適合していると認めたときは、当該実施計画を認定し、その旨を野菜価格安定法人に通知するものとする。
- (3) 実施計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。
  - ア 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の業務対象年間
  - イ 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の交付予約数量
  - ウ 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の準備金総額（特定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額又は指定野菜事業関係共同出荷組織等別準備金総額をいう。）、交付準備金額及びその拠出者別拠出金額並びに共同出荷組織等別必要造成額
  - エ 第3の3の(5)のオに係るものにあつては、当該業務区分に係る共同出荷組織の共同出荷組織等別必要造成額及びその積算根拠
  - オ 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金（2に規定するものをいう。）の交付限度額
  - カ その他事業の実施に必要な事項
- (4) (1)から(3)までの規定は、実施計画の変更について準用する。

## 2 価格差補給助成金の交付

- (1) 野菜価格安定法人は、1の(2)による認定を受けた実施計画に基づき、第3の3の(7)のウの価格差補給交付金等を交付しようとするときは、機構が別に定めるところにより、特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付申請書（以下「申請書」という。）を機構に提出するものとする。
- (2) 申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
  - ア 価格差補給交付金等の交付の対象となる業務区分ごとに、旬別の出荷実績数量、販売金額、平均販売価額、価格差補給交付金等の単価、交付対象数量及び価格差補給交付金等の金額
  - イ アの業務区分に係る共同出荷組織等ごとの交付予約数量、出荷実績数量、価格差補給交付金等の金額及び特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金額
  - ウ アの業務区分に係る交付準備金額
  - エ 指定野菜事業に係るものにあつては、当該業務区分に係る共同出荷組織ごとの共同出荷組織等別必要造成額及び共同出荷組織等別準備金総額
  - オ その他特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金（以下「価格差補給助成金」という。）の交付に必要な事項
- (3) 価格差補給助成金の額は、次によるものとする。
  - ア 特定野菜事業にあつては、当該業務区分に係る共同出荷組織等ごとに、当該共同出荷組織等に交付すべき価格差補給交付金等の金額（以下「要交付価格差補給交付金等金額」という。）に3分の1（当該特定野菜のうち生産局長が別に定める野菜については、生産局長が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額を限度とする。
  - イ 指定野菜事業にあつては、当該業務区分に係る共同出荷組織等ごとに、要交付価格差補給交付金等金額に共同出荷組織等別必要造成額を共同出荷組織等別準備金総額で除して得た割合を乗じて得た額を当該要交付価格差補給交付金等金額から差し引いて得た額の合計額を限度とする。

(4) 機構は、(1)の申請書の内容が適当と認められる場合には、速やかに、価格差補給助成金を野菜価格安定法人に対して交付するものとする。

(5) (4)による価格差補給助成金の交付を受けた野菜価格安定法人は、速やかに、価格差補給交付金等を共同出荷組織等に対して交付するものとする。

## 第5 業務の実施体制

特定野菜事業及び指定野菜事業の適正な実施を図るため、野菜価格安定法人又は共同出荷組織（共同出荷組織から事務の委託を受けた者を含む。）は、相当規模生産者又は第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者の同意を得た上で、農業保険法第175条に基づき農業経営収入保険事業を行うことができる全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会等への必要な情報の提供に努めるものとする。

## 第6 農業経営収入保険事業に係る周知等

農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業に係る周知等について、次のとおり行うものとし、地方農政局長、知事又は野菜価格安定法人は、第3の事業の適正な実施を図るため、次について、共同出荷組織等の指導を行うものとする。

- 1 第3の事業において、契約の締結を行う場合には、あらかじめ、共同出荷組織にあっては第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者、特定相当規模生産者にあつてはその構成員に対し、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第178条第1号に規定する事業を利用する者は、農業保険法第177条第1項の規定による申込みをしたことがない者（同項の規定による申込みの承諾を受けたことがない者を含む。）を除き、同法第176条に規定する農業経営収入保険の保険資格者に該当しないことを周知することとする。
- 2 農業保険法第177条に基づき、農業共済組合連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みのある特定相当規模生産者の構成員又は第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者（農業保険法第177条第1項の規定による申込みをしたことがない者（同項の規定による申込みの承諾を受けたことがない者を含む。）であつて、第3の事業において契約の締結を行う者を除く。）は、当該特定相当規模生産者又は当該共同出荷組織に対し、第3の事業を利用しない意思及び期間を書面により、当該利用しない期間が始まる前に申告することとし、当該共同出荷組織又は当該特定相当規模生産者は、当該申告が適切に行われるよう促すこととする。また、当該保険関係が成立した又は成立する見込みのある構成員から当該申告を受けた特定相当規模生産者又は相当規模生産者は、野菜価格安定法人に対し、同様の申告をすることとする。
- 3 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受け、当該第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者に価格差補給金を交付する場合、農業保険法施行規則第178条第1号に規定する事業に該当するか否か及び当該対象出荷期間（2により、第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者が第3の事業を利用しない期間がある場合は、対象出荷期間から利用しない期間を除いた期間）について通知することとする。

## 第7 生産出荷の指導等

- 1 知事は、この事業の円滑な推進を図るため、特定野菜等の計画的かつ安定的な生産及び出荷その他必要な事項について生産者、共同出荷組織、市場関係者等の指導を行うものとする。
- 2 第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者及び相当規模生産者が園芸施設を設置した上で対象特定野菜等を生産する場合には、野菜価格安定法人にあっては相当規模生産者、共同出荷組織にあっては第3の3の(3)の対象特定野菜等の生産者に対し、農業保険法に基づく園芸施設芸共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）への積極的な加入を促すことにより、経営の安定が図られるよう努めるものとする。

る。

- 3 知事は、農林水産省が開催する農業の「働き方改革」検討会により取りまとめられた「農業の「働き方改革」経営者向けガイド（以下、「働き方改革ガイド」という。）」の趣旨を踏まえ、共同出荷組織等に対し、働き方改革ガイドに準拠するよう促すことにより、農業における働き方が適正に行われるよう努めるものとする。

## 第8 関係法令の遵守

この事業の実施に当たって、共同出荷組織に出荷の委託をした生産者及び相当規模生産者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）その他の野菜生産に係る法令を遵守すること。

## 第9 報告

- 1 野菜価格安定法人は、事業の実施状況につき生産局長が別に定めるところにより、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 生産局長は、この事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、関係者から報告を徴することができるものとする。
- 3 野菜価格安定法人は、価格差補給交付金等の交付を終了したときは、遅滞なく機構が別に定めるところにより、その交付の結果を機構に報告しなければならない。
- 4 野菜価格安定法人は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等の業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- 5 野菜価格安定法人は、4で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、不正受給者の公表、価格差補給交付金等の返還、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結の拒否等の措置を講じることができる。

## 第10 国の助成等

- 1 国は、機構に対して、予算の範囲内において、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に要する経費について別に定めるところにより補助するものとする。
- 2 国は、機構が、この要領に基づく事業を行わなくなった場合、当該事業に係る助成額が確定した場合等において、この事業により造成した資金又は当該資金の運用から生じた果実に使用される見込みのない残額があるときは、別に定めるところにより、当該残額のうち国の補助に係るものを返還するよう命ずることができるものとする。

## 第11 委任

この要領に定めるもののほか、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の実施に必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

### 附 則

昭和51年度においては、別表1、別表2及び別表3にかかわらず、対象野菜の業務対象年間の最初の対象出荷期間は、別表1、別表2及び別表3に掲げる対象出荷期間のうち1月1日以後の残存期間とし、価格差補給に関する野菜価格安定法人と対象出荷団体との契約は、第3の3の(2)のキの規定にかかわらず、当該残存期間を含む業務対象年間につき締結できるものとする。

### 附 則（昭和52年4月22日付け52食流第2094号）

- 1 この実施要領の一部改正は、昭和52年4月22日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

- 2 昭和 52 年 4 月 22 日において第 3 の 3 の(2)のキの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キの規定にかかわらず、昭和 52 年 5 月 8 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入の期限は、同アの規定にかかわらず、昭和 52 年 5 月 22 日までとする。
- 3 昭和 52 年度においては、いちご及び春はくさいに係る業務区分並びに函館市場、青森市場、水戸市場、甲府市場及び大分市場に係る業務区分のうち 4 月 1 日を対象出荷期間の始期とする業務区分の対象出荷期間は、別表 1、別表 2 及び別表 3 にかかわらず、これらの表に掲げる対象出荷期間のうち昭和 52 年 4 月 22 日以降の残存期間とし、第 3 の 3 の(2)のキの規定による契約の締結は、同キの規定にかかわらず、当該残存期間を含む業務対象年間につきすることができるものとする。

附 則（昭和 53 年 4 月 7 日付け 53 食流第 1638 号）

- 1 この実施要領の一部改正は、昭和 53 年 4 月 7 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 53 年 4 月 7 日において第 3 の 3 の(2)のキの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キの規定にかかわらず、昭和 53 年 4 月 22 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、昭和 53 年 5 月 7 日とする。
- 3 昭和 53 年度においては、にらに係る業務区分のうち 4 月 1 日を対象出荷期間の始期とする業務区分の対象出荷期間は、別表 1 にかかわらず同表に掲げる対象出荷期間のうち昭和 53 年 4 月 7 日以降の残存期間とし、第 3 の 3 の(2)のキの規定による契約の締結は、同キの規定にかかわらず、当該残存期間を含む業務対象年間につきすることができるものとする。

附 則（昭和 53 年 5 月 20 日付け 53 食流第 2515 号）

- 1 この実施要領の一部改正は、昭和 53 年 5 月 20 日から施行し、昭和 53 年 5 月 4 日から適用する。
- 2 昭和 53 年 5 月 20 日において特定野菜等価格安定対策事業実施要領第 3 の 3 の(2)のキの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キの規定にかかわらず、昭和 53 年 6 月 5 日前で知事が別に定める日とし、同要領第 3 の 3 の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、昭和 53 年 6 月 20 日までとする。

附 則（昭和 54 年 4 月 10 日付け 54 食流第 1734 号）

- 1 この実施要領の一部改正は、昭和 54 年 4 月 10 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 野菜供給確保特別事業実施要領（昭和 49 年 8 月 16 日付け 49 食流第 3864 号農林事務次官依命通達）第 3 の 2 及び野菜新産地育成緊急対策事業実施要領（昭和 49 年 8 月 16 日付け 49 食流第 3865 号農林事務次官依命通達）第 3 の 2 に基づき作成された産地整備計画は、この実施要領第 3 の 3 の(2)のアからカまでの規定に基づき作成された生産出荷計画とみなす。
- 3 昭和 54 年 4 月 10 日において第 3 の 3 の(2)のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、昭和 54 年 4 月 25 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、昭和 54 年 5 月 10 日とする。

- 4 昭和 54 年度においては、八戸市場及び鳥取市場に係る業務区分のうち 4 月 1 日を対象出荷期間の始期とする業務区分の対象出荷期間は、別表 2 及び別表 3 にかかわらず、これらの表に掲げる対象出荷期間のうち昭和 54 年 4 月 10 日以降の残存期間、並びにグリーンピース及びにらに係る業務区分のうち 4 月 1 日を対象出荷期間の始期とする業務区分の対象出荷期間は、別表 1 にかかわらず、この表に掲げる対象出荷期間のうち昭和 54 年 4 月 4 日以降の残存期間とし、第 3 の 3 の (2) のキの規定による契約の締結は、同キの規定にかかわらず、当該残存期間を含む業務対象年間につきすることができるものとする。

附 則 (昭和 55 年 4 月 5 日付け 55 食流第 1851 号)

- 1 この実施要領の一部改正は、昭和 55 年 4 月 5 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 55 年 4 月 5 日において第 3 の 3 の (2) のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、昭和 55 年 4 月 20 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の (4) のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、昭和 55 年 5 月 5 日とする。

附 則 (昭和 56 年 4 月 20 日付け 56 食流第 2287 号)

- 1 この実施要領の一部改正は、昭和 56 年 4 月 20 日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 56 年 4 月 20 日において第 3 の 3 の (2) のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、昭和 56 年 5 月 5 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の (4) のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、昭和 56 年 5 月 20 日とする。
- 3 改正前の特定野菜等価格安定対策事業実施要領 (以下「旧要領」という。) 第 2 の野菜供給確保対策価格差補給事業として昭和 55 年度以前に実施していた事業については、改正後の特定野菜等価格安定対策事業実施要領 (以下「新要領」という。) 第 2 の都市近郊産地整備価格差補給事業として継続して実施することができるものとする。この場合において、旧要領第 3 の 2 の (1) の規定に基づき選定された対象野菜は新要領第 3 の 2 の (1) の規定に基づき選定されたものと、旧要領第 3 の 2 の (2) の規定に基づき選定された対象産地は新要領第 3 の 2 の (2) の規定に基づき選定されたものと、旧要領第 3 の 2 の (3) の規定に基づき定められた対象市場は新要領第 3 の 2 の (3) の規定に基づき定められたものと、それぞれみなす。
- 4 野菜価格安定法人は、別表 1 に掲げるもののほか、当分の間、5 月 1 日から 5 月 31 日までに同表に規定する北海道市場、東北市場、関東市場、北陸市場、東海市場、近畿市場、中国市場、四国市場又は九州市場に出荷されるかぼちゃについて、農林水産省食品流通局長の承認を受けて第 3 の価格差補給事業を実施できるものとする。

附 則 (昭和 57 年 4 月 16 日付け 57 食流第 1571 号)

- 1 この実施要領の一部改正は、昭和 57 年 4 月 16 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 57 年 4 月 16 日において第 3 の 3 の (2) のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、昭和 57 年 5 月 1 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の (4) のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、昭和 57 年 5 月 16 日とする。

附 則（昭和 58 年 4 月 19 日付け 58 食流第 1393 号）

- 1 この実施要領の一部改正は、昭和 58 年 4 月 19 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 58 年 4 月 19 日において第 3 の 3 の(2)のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、昭和 58 年 5 月 4 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、昭和 58 年 5 月 19 日とする。

附 則（昭和 59 年 5 月 2 日付け 59 食流第 1523 号）

- 1 この実施要領の一部改正は、昭和 59 年 5 月 2 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表 2 の備考及び別表 3 の備考の改正規定は、昭和 59 年 5 月 2 日から適用する。
- 2 昭和 59 年 5 月 2 日において、第 3 の 3 の(2)のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、昭和 59 年 5 月 17 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、昭和 59 年 6 月 2 日とする。

附 則（昭和 60 年 6 月 21 日付け 60 食流第 3018 号）

- 1 この実施要領の一部改正は、昭和 60 年 6 月 21 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 60 年 6 月 21 日において、第 3 の 3 の(2)のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、昭和 60 年 7 月 6 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、昭和 60 年 7 月 22 日とする。
- 3 昭和 60 年度においては、アスパラガス及びみつばに係る業務区分のうち、4 月 1 日を対象出荷期間の始期とする業務区分の対象出荷期間は、別表 1 にかかわらず、同表に掲げる対象出荷期間のうち昭和 60 年 4 月 23 日以降の残存期間とし、第 3 の 3 の(2)のキの規定による契約の締結は、同キの規定にかかわらず、当該残存期間を含む業務対象年間につきすることができるものとする。
- 4 昭和 60 年 3 月 31 日以前の日を含む対象出荷期間に係る価格差補給交付金の交付についての保証基準額、最低基準額及び価格差補給助成金の限度額については、なお従前の例による。

附 則（昭和 61 年 5 月 13 日付け 61 食流第 1699 号）

- 1 この実施要領の一部改正は、昭和 61 年 5 月 13 日から施行する。ただし、別表 2 の冬春ピーマンの項の改正規定は、昭和 61 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この実施要領の改正後の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 昭和 61 年 5 月 13 日において第 3 の 3 の(2)のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、昭和 61 年 5 月 28 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、昭和 61 年 6 月 12 日とする。

附 則（昭和 62 年 5 月 28 日付け 62 食流第 2220 号）



- 1 この実施要領の一部改正は、昭和 62 年 5 月 28 日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 62 年 5 月 28 日において、第 3 の 3 の (2) のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、昭和 62 年 6 月 12 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の (4) のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、昭和 62 年 6 月 27 日とする。

附 則（昭和 63 年 4 月 18 日付け 63 食流第 1641 号）

- 1 この実施要領の一部改正は、昭和 63 年 4 月 18 日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 63 年 4 月 18 日において、第 3 の 3 の (2) のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、昭和 63 年 5 月 3 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の (4) のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、昭和 63 年 5 月 18 日とする。

附 則（平成元年 6 月 1 日付け元食流第 2378 号）

- 1 この実施要領の一部改正は、平成元年 6 月 1 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成元年 6 月 1 日において、第 3 の 3 の (2) のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、平成元年 6 月 16 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の (4) のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、平成元年 7 月 1 日とする。

附 則（平成 2 年 6 月 25 日付け 2 食流第 2424 号）

- 1 この実施要領の一部改正は、平成 2 年 6 月 25 日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 2 年 6 月 25 日において、第 3 の 3 の (2) のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、平成 2 年 7 月 10 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の (4) のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、平成 2 年 7 月 25 日とする。

附 則（平成 3 年 4 月 26 日付け 3 食流第 1944 号）

- 1 この実施要領の一部改正は、平成 3 年 4 月 26 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 3 年 4 月 26 日において、第 3 の 3 の (2) のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、平成 3 年 5 月 11 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の (4) のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、平成 3 年 5 月 26 日とする。

附 則（平成 4 年 4 月 13 日付け 4 食流第 1370 号）

- 1 この実施要領の一部改正は、平成 4 年 4 月 13 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。（ただし、別表 2 の夏ほうれんそうの項の改正規定は、平成 4 年 4 月 10 日とする。）

- 平成4年4月13日において、第3の3の(2)のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、平成4年4月28日前で知事が別に定める日とし、第3の3の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、平成4年5月13日とする。

附 則（平成5年5月10日付け5食流第1138号）

- この実施要領の一部改正は、平成5年5月10日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 平成5年5月10日において第3の3の(2)のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、平成5年5月25日前で知事が別に定める日とし、第3の3の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、平成5年6月10日とする。
- 平成5年度において、メロン（温室メロンを除く。）、たまねぎ及びばれいしょに係る業務区分のうち4月1日及び5月1日を対象出荷期間の始期とするものについて第3の3の(2)のキの規定による契約の締結を行う場合については、当該業務区分の対象出荷期間は、別表1及び別表2にかかわらず、同表に掲げる対象出荷期間のうち平成5年5月10日以降の残存期間とする。
- 平成5年5月9日以前の日を含む対象出荷期間に係る価格差補給交付金の交付についての保証基準額、最低基準額、資金造成単価及び価格差補給助成金の限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成6年6月23日付け6食流第2349号）

- この実施要領の一部改正は、平成6年6月23日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
- 平成6年6月23日において第3の3の(2)のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、平成6年7月8日前で知事が別に定める日とし、第3の3の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、平成6年7月25日とする。
- 平成6年度において、ブロッコリーに係る業務区分のうち4月1日を対象出荷期間の始期とするものについて第3の3の(2)のキの規定による契約の締結を行う場合については、当該業務区分の対象出荷期間は、別表1にかかわらず、同表に掲げる対象出荷期間のうち平成6年6月23日以降の残存期間とする。
- 平成6年3月31日以前の日を含む対象出荷期間に係る価格差補給交付金の交付についての保証基準額、最低基準額、資金造成単価及び価格差補給助成金の限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成6年7月8日付け6食流第2351号）

- この実施要領の一部改正は、平成6年7月8日から施行する。
- 平成6年度において、夏ねぎの中国市場に係る業務区分について、第3の3の(2)のキの規定による契約の締結を行う場合については、別表2に掲げる対象出荷期間のうち平成6年7月8日以降の残存期間とし、当該業務区分に係る契約の締結は同キの規定にかかわらず平成6年7月23日前で知事が別に定める日、第3の3の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず平成6年8月8日とする。

附 則（平成7年4月1日付け7食流第1053号）

- 1 この実施要領の一部改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年4月1日において第3の3の(2)のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず、平成7年4月16日前で知事が別に定める日とし、第3の3の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、平成7年5月1日とする。

附 則（平成7年4月28日付け7食流第1529号）

- 1 この実施要領の一部改正は、平成7年4月28日から施行する。
- 2 平成7年度において春レタスの沖縄市場に係る業務区分について第3の3の(2)のキの規定による契約の締結を行う場合については、別表2に掲げる対象出荷期間のうち平成7年4月28日以降の残存期間とし、当該業務区分に係る契約の締結は同キの規定にかかわらず平成7年5月13日前で知事が別に定める日、第3の3の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず、平成7年5月28日とする。

附 則（平成8年5月10日付け8食流第1048号）

- 1 この実施要領の一部改正は、平成8年5月10日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- 2 平成8年5月10日において、第3の3の(2)のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず平成8年5月25日前で知事が別に定める日とし、第3の3の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず平成8年6月9日とする。
- 3 平成8年度において第3の3の(2)のキの規定による契約の締結を行う場合、第3の2の(2)のエの地区からの出荷に係る契約については、当該契約の業務区分の対象出荷期間は、別表2にかかわらず同表に掲げる対象出荷期間のうち平成8年5月10日以降の残存期間とする。
- 4 平成8年度においてごぼうに係る業務区分のうち4月1日を対象出荷期間の始期とするものについて第3の3の(2)のキの規定による契約の締結を行う場合については、当該業務区分の対象出荷期間は、別表1にかかわらず同表に掲げる対象出荷期間のうち平成8年5月10日以降の残存期間とする。
- 5 平成8年3月31日以前の日を含む対象出荷期間に係る価格差補給交付金の交付についての保証基準額、最低基準額、資金造成単価及び価格差補給助成金の限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成8年5月29日付け8食流第1226号）

- 1 この実施要領の一部改正は、平成8年5月29日から施行する。
- 2 平成8年度において冬春トマトの沖縄市場に係る業務区分のうち5月1日を対象出荷期間の始期とするものについて第3の3の(2)のキの規定による契約の締結を行う場合については、当該業務区分の対象出荷期間は、別表2にかかわらず同表に掲げる対象出荷期間のうち平成8年5月29日以降の残存期間とし、同業務区分及び秋冬さといもに係る業務区分のうち6月1日を対象出荷期間の始期とするものに係る契約の締結は、同キの規定にかかわらず平成8年6月13日前で知事が別に定める日、第3の3の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず平成8年6月28日とする。

附 則（平成9年4月1日付け9食流第663号）

- 1 この実施要領の一部改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年4月1日において、現に食料品等流通対策事業実施要領（昭和58年7月5日付

け 58 食流第 2939 号農林水産事務次官依命通達) 第 4 の 3 に基づき野菜指定産地育成計画を樹立している産地は、一部改正後の実施要領第 3 の 2 の(1)のイの計画育成地区とみなす。

- 3 平成 9 年 4 月 1 日において、第 3 の 3 の(2)のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず平成 9 年 4 月 16 日前で知事が定める日とし、第 3 の 3 の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず平成 9 年 5 月 1 日とする。

附 則 (平成 9 年 6 月 4 日付け 9 食流第 1794 号)

- 1 この実施要領の一部改正は、平成 9 年 6 月 4 日から施行する。
- 2 平成 9 年度において、春ねぎに係る業務区分について第 3 の 3 の(2)のキの規定による契約の締結を行う場合については、別表 2 に掲げる対象出荷期間のうち平成 9 年 6 月 4 日以降の残存期間とし、当該業務区分に係る契約の締結は、同キの規定にかかわらず平成 9 年 6 月 19 日前で知事が別に定める日とし、第 3 の 3 の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず平成 9 年 7 月 4 日とする。

附 則 (平成 10 年 4 月 8 日付け 10 食流第 632 号)

- 1 この実施要領の一部改正は、平成 10 年 4 月 8 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 10 年 4 月 8 日において、第 3 の 3 の(2)のキ又はクの規定による契約の締結又は変更の期限が既に経過している業務区分に係る契約の締結又は変更の期限は、同キ又はクの規定にかかわらず平成 10 年 4 月 23 日前で知事が定める日とし、第 3 の 3 の(4)のアの規定による当該契約に係る負担金の納入期限は、同アの規定にかかわらず平成 10 年 5 月 8 日とする。

附 則 (平成 12 年 4 月 1 日付け 12 食流第 669 号)

- 1 この実施要領の一部改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 過疎地域自立促進特別措置法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村 (同法附則第 6 条又は第 7 条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。) については、平成 12 年度から 16 年度のまでの間に限り、これを過疎地域とみなして、第 3 の 2 の(2)のエの(ア)の規定を適用する。

附 則 (平成 15 年 9 月 29 日付け 15 生産第 4157 号)

- 1 この通知による本要領の改正は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領の規定によりした処分、手続その他の行為は、この通知による改正後の本要領の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなして、本要領の規定を適用する。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 7398 号)

- 1 この通知による本要領の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 5 月 21 日前で第 3 の 3 の(2)のキにより知事が別に定める日に契約の締結期限を設定している業務区分における特例 40、特例 45 又は特例 50 (2 の(2)のイの(ウ)に定める野菜を対象とする場合を除く。) の契約の締結に係る第 3 の 3 の(2)のエの(カ)の規定による取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 18 年 3 月 30 日付け 17 生産第 7316 号)

この通知による改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 生産第 9283 号）

- 1 この通知は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和 51 年 10 月 1 日付け 51 食流第 55 08 号農林事務次官依命通知。以下「要領」という。）第 3 の 3 の (2) のキの規定による契約の締結の期限が平成 19 年 8 月 30 日以前である業務区分については、この通知による改正前の要領第 3 の規定を適用する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 生産第 8792 号）

この通知による改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 28 日付け 20 生産第 4995 号）

この通知による改正は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 生産第 10943 号）

この通知による改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日付け 24 生産第 3202 号）

この通知による改正は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 生産第 2295 号）

- 1 この通知による改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 の 3 及び第 4 の 1 の (1) は、第 3 の 3 の (2) のキ又はケの契約の対象出荷期間の開始の日が平成 31 年 1 月 1 日より前である業務区分にあつては、この通知による改正前の第 3 の 3 及び第 4 の 1 の (1) を適用する。
- 3 第 7 の 3 は、第 3 の 3 の (2) のキ、ク又はケの契約の対象出荷期間の開始の日が平成 31 年 1 月 1 日以後である業務区分から適用する。
- 4 第 8 の 3 は、第 3 の 3 の (2) のキ又はケの契約が、働き方改革ガイドラインの策定より後である業務区分から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2388 号）

この通知による改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 6 日付け元生産第 1730 号）

- 1 この通知による改正は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。
- 2 令和 2 年 6 月 20 日において、第 3 の 2 の (3) のア又はイの規定により対象市場群に属するものとして知事が定めていた中央卸売市場及び地方卸売市場のうち、同年 6 月 21 日において卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下この附則において「法」という。）第 4 条第 1 項の認定を受けた中央卸売市場又は法第 13 条第 1 項の認定を受けた地方卸売市場は、第 3 の 2 の (3) の規定にかかわらず、同年 6 月 21 日に対象市場群に属するものとして知事が定めたものとみなす。
- 3 令和 2 年 6 月 20 日において、第 3 の 2 の (3) のア又はイの規定により対象市場群に属するものとして知事が定めていた中央卸売市場又は地方卸売市場のうち、同年 6 月 21 日において法第 4 条第 1 項又は法第 13 条第 1 項の認定を受けていないものは、同年 6 月 21 日から同年 7 月 31 日までの間に限り、対象市場群に属するものとして知事が定めたものとみなす。
- 4 令和 2 年 6 月 20 日において、第 3 の 2 の (3) のウの規定により対象市場群に属するものと

して知事が定めていた流通施設は、同年6月21日から同年7月31日までの間に限り、対象市場群に属するものとして知事が定めたものとみなす。

附 則（令和2年11月12日付け2生産第1312号）

この通知による改正は、令和2年11月12日から施行する。

附 則（令和3年3月31日付け2生産第2575号）

この通知による改正は、令和3年4月1日から施行する。